（登録の取消しの通知等）

第二十五条　経済産業大臣は、法第十九条の規定により情報処理安全確保支援士の登録を取消し、又は期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録を取り消された者又は名称の使用を停止された者に通知しなければならない。

2　法第十九条の規定により情報処理安全確保支援士の登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証を経済産業大臣に返納しなければならない。

（機構への通知）

第二十六条　経済産業大臣は、機構が登録事務を行う場合において、法第十九条の規定により情報処理安全確保支援士の登録を取消し、又は期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命じたときは、その旨を機構に通知しなければならない。

（登録簿の登録の訂正等）

第二十七条　経済産業大臣は、第二十条の届出があったとき、第二十三条の届出があったとき、第二十四条の届出があったとき、又は法第十九条の規定により情報処理安全確保支援士の登録を取消し、若しくは期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命じたときは、登録簿の当該情報処理安全確保支援士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止をした旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の年月日を記載するものとする。

（登録事務規程の記載事項）

第二十八条　法第二十三条第二項において準用する法第十一条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　登録事務を行う時間及び休日に関する事項
二　登録事務を行う場所に関する事項
三　登録事務の実施の方法に関する事項
四　手数料の収納の方法に関する事項
五　登録事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
六　登録事務に関する帳簿及び書類並びに登録簿の保存に関する事項
七　講習の実施に関する事項
八　その他登録事務の実施に関し必要な事項

（帳簿の備付け等）

第二十九条　機構は、登録事務を実施したときは、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

（登録状況の報告）

第三十条　機構は、登録事務を実施したときは、事業年度の半期ごとに、当該半期経過後遅滞なく、当該半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに当該半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（虚偽登録者等の報告）

第三十一条　機構は、登録事務を行う場合において、情報処理安全確保支援士が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該情報処理安全確保支援士に係る登録事項
二　虚偽又は不正の事実

（規定の適用）

第三十二条　機構が登録事務を行う場合における第十七条第二項、第十八条から第二十一条まで、第二十三条（同条第二号に該当する場合は除く。）、第二十四条、第二十五条第二項及び第二十七条の規定の適用については、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「機構」と、第十七条第二項中「機構から第三十六条の報告書の提出があった」とあるのは「第三十五条の規定により講習の課程が修了したことを証する書面を交付した」と、第二十七条中「法第十九条の規定により」とあるのは「法第十九条の規定により経済産業大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」とする。

（準用）

第三十三条　第五条、第十五条及び第十六条の規定は、機構が登録事務を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「支援士試験事務」とあるのは「登録事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第五条（見出しを含む。）中「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「法第十一条第一項」とあるのは「法第二十三条第二項において準用する法第十一条第一項」と、「支援士試験事務の実施に関する規程」とあるのは「登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）の実施に関する規程」と、第十五条第二項第二号中「及び書類」とあるのは「、書類及び情報処理安全確保支援士登録簿」と読み替えるものとする。

（講習）

第三十四条　法第二十六条に基づき機構の行うサイバーセキュリティに関する講習（以下単に「講習」という。）を受講する情報処理安全確保支援士は、法第二十三条第二項において準用する法第十一条により定められた登録事務規程に従わなければならない。

（講習修了証）

第三十五条　機構は、講習を修了した者に対し、講習修了証を交付する。

（講習の実施結果の報告）

第三十六条　機構は、事業年度の半期ごとに、当該半期経過後遅滞なく、講習を修了した者の氏名、情報処理安全確保支援士の登録番号及び修了した講習の修了年月日を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二章　情報処理技術者試験

（試験の区分等）

第三十七条　法第二十九条第一項の情報処理技術者試験（以下「技術者試験」という。）の区分、科目並びに対象となる知識及び技能は、別表のとおりとする。

2　技術者試験は、筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うものとする。

（試験の免除等）

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

一　支援士試験に合格した者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験

二　支援士試験を受験した者であって、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験

三　応用情報技術者試験に合格した者（当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験